

佐賀県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨、江北町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十一年八月十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

施設の名称	施設の所在地
佐賀のへそ・ふれあい交流センター	杵島郡江北町大字山口一三三四番地